

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在) -須坂市-

行政職給料表(一)適用

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、主事補、技師補の職務	35	7.4	主事 技師 主事補 技師補 事務員 技術員 保育士 保健師 消防士 計	11 0 1 0 3 2 8 2 8 35	103	21.7	係員級
2級	主任主事、主任技師の職務	68	14.4	主任主事 主任技師 事務員 技術員 保育士 保健師 消防士 獣医師 作業療法士 管理栄養士 社会福祉士 計	30 3 2 0 10 9 10 1 1 1 1 68			
3級	係長(主幹、技幹の職務を除く。)、担当係長(主幹、技幹の職務を除く。)、主査、技査、企画主事、企画技師の職務	180	38.0	係長 担当係長 主査 技査 企画主事 企画技師 園長補佐 保育士 保健師 消防士 作業療法士 社会福祉士 主任介護支援専門員 計	12 7 96 13 19 2 5 14 4 5 1 1 1 180	180	38.0	係長級
4級	課長補佐、保育園の園長(副参事の職務を除く。)、主幹、技幹の職務	142	30.0	課長補佐 次長補佐 所長補佐 局長補佐 館長補佐 係長(主幹相当) 担当係長(主幹相当) 署長補佐 園長 所長 園長補佐(主幹相当) 分署長(副参事級を除く) 主幹 技幹 計	45 1 4 2 1 29 6 4 10 1 5 2 32 0 142	142	30.0	課長補佐級

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5級	課長等(参事の職務を除く。)、 副参事の職務	30	6.3	課長(参事級除く) 担当課長(参事級除く) 中央公民館長 清掃センター所長 臥竜公園管理事務所長 生涯学習推進センター所長 学校給食センター所長 福祉事務所次長 議会事務局次長 消防次長 消防署長 分署長(副参事級) 園長(副参事級) 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 公平委員会事務局長 農業委員会事務局長 事務局長・次長等(派遣) 計	17 4 1 0 1 1 1 - 1 1 1 0 0 1 - - 0 1 計	30	6.3	課長級
6級	参事の職務(部局長等の職務を 除く。)	8	1.7	課長(参事級) 担当課長(参事級) 農業委員会事務局長 事務局長・次長等(派遣) 計	5 1 1 1 計			
7級	部局長等の職務	11	2.3	部長 水道局長 会計管理者 福祉事務所長 議会事務局長 教育次長 消防長 計	6 1 1 - 1 1 1 計	19	4.0	部長級
合計		474	100.0					

※須坂市では消防職、福祉職、企業職、技能労務職も同給料表を適用のため、適用級を基準とし相当職名に分類し計上している。
 ※4級の内訳欄記載の補佐職は5級の内訳欄に記載の各長に対応する補佐職である。(例:消防署長、消防署長補佐)
 ※主査未発令の保育士、保健師、消防士等にあつては、その基準職名(保育士、保健師、消防士等)で分類としている。
 ※5級の内訳欄の兼務職は人数欄を「-」で記載している。